

公募型プロポーザル方式評価要領

業務名：天草市本庁舎建設設計業務

技術提案書提出者の選定および技術提案書の評価は、本要領に基づいて評価を行うものとする。

I 技術提案書提出者の選定（第一次審査）

1. 留意事項

次の項目に該当する場合には、委員会へ報告する。

- (1) 管理技術者および意匠主任技術者が一級建築士でない場合。
- (2) 管理技術者および意匠主任技術者が提出者の組織に属していない場合。
- (3) 管理技術者並びに各主任技術者が1名でない場合。
- (4) 管理技術者又は意匠担当主任技術者が、他の担当主任技術者を兼任している場合。
- (5) 協力事務所が、他の事務所の協力事務所となっている場合。
- (6) 協力事務所が、指名停止を受けている期間中である場合。
- (7) その他、設定した条件を満たしていない場合。

2. 選定方法

- (1) 技術提案書の提出者の選定は、本要領に基づいて参加表明書の評価を行う。
- (2) 各評価項目は、「3. 評価基準」により行い、評価点数の計算は、配点×評価係数とする。
- (3) 「担当チームの経験および能力」および「技術提案課題に対する基本的な考え方等」の点数を合わせた合計点（100点満点）の結果をもって、選定委員会の審議により技術提案書提出要請者を5者程度選定する。

3. 評価基準

- (1) 担当チームの経験および能力

次の1) 技術者資格および2) 業務実績については、事務局にて審査を行い、選定委員へ審査結果を提出する。

- 1) 専門分野の技術者資格（様式第5号～第9号）

下表より、各資格に該当する「評価係数」×「配点」にて評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
構造	①構造設計一級建築士	1.0
	②一級建築士	0.8
電気・機械	①設備設計一級建築士	1.0
	②一級建築士・建築設備士	0.8

2) 平成12年4月以降の業務実績の有無（様式第5号～第9号）

管理技術者および各主任技術者について、過去の実績を次の方法により評価する。

①実績業務

評価項目	評価事項	評価係数
業務内容	同種業務の場合	1.0
	類似業務の場合	0.5

②携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の評価係数	主任技術者の評価係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.4	1.0
技術者の立場	0.2	0.4

③実績の評価

技術者に求める実績（管理技術者は最大5件、その他の技術者は最大3件）ごとに①×②を算出し、これらを加えたものを各技術者に求める件数で除した値（小数第3位を四捨五入する。）に技術者別の配点を掛けて出た点数を業務実績の評価点数とする。実績数が最大件数に満たない場合でも、合計を最大件数（5件又は3件）で除すものとする。

3) 1) 技術者資格および2) 業務実績の技術者別の配点

評価項目	評価の着目点				配点		
	判断基準						
配置予定技術者の能力	専門分野の技術者資格	資格表より評価する	主任技術者	構造	2	40	
				電気	2		
				機械	2		
	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え件数、携わった立場を評価する。	管理技術者		10		
			主任技術者	意匠	6		
				構造	6		
				電気	6		
				機械	6		

(2)「業務の実施方針」の評価（様式第12号）

① 提案者より提出された「技術提案課題に対する基本的な考え方等」を総合的に判断するものとし、評価のための判断基準は、下表のとおりとする。

② 提出された「技術提案課題に対する基本的な考え方等」の事前評価を各委員にて

行う。

- ③ ②において事前審査した結果を基に、第2回選定委員会において各委員の専門的視点からの意見交換を行い、それらの意見を踏まえ改めて下表の判断基準を基に評価を行う。

	判断基準	配点
A	各課題に対して、適確な考え方を示しており、さらに積極的に取り組む姿勢が見られ、今後の提案内容に期待がもてる	60
B	各課題に対して、積極的に取り組む姿勢が見られ、今後の提案内容に期待がもてる	40
C	各課題に対して、一般的な記述しかされていないが、今後の提案内容に期待がもてる	20
D	各課題に対して、一般的な記述しかされておらず、今後の提案内容にも期待がもてない	5

- ④ ③の各委員の評価点数は、各委員の点数を合算し、平均した点数を各者の評価点数とする。

II 技術提案書の特定（第二次審査）

1. 特定方法

- (1) 技術提案書の特定は、本要領に基づいて技術提案書の評価を行い、選定委員の意見交換を経て「2. 評価基準」による評価の結果、評価の高い者から順に最優秀者および優秀者を各1名特定する。
- (2) 各評価項目は、「2. 評価基準」により行う。評価点数は、評価係数×配点で各委員の点数を算出し、その点数を合算し、平均した点数を各者の評価点数とする。
- (3) 評価の結果、点数が同点の場合には、評価方法等も含み、委員による協議のうえ、最優秀者および優秀者を特定する。

2. 評価基準

- ① 提出された「技術提案書」の事前評価を各委員にて行う。
- ② ヒアリング時には、「明確な応答、考えが感じられるか」、「提案者の熱意が感じられるか」も含め、各評価項目の評価を行う。
- ③ 事前審査した結果およびヒアリングの印象も含めた各委員の意見を基に、各委員の専門的視点からの意見交換を行い、それらの意見を踏まえ改めて各者の評価を行う。
- ④ ヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定しないこととする。ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合、出席できない旨およびその理由の書面での提出を認めることとし、その理由が妥当であると判断される場合は欠格とはしない。ただし、この場合の評価は委員会にて協議のうえ決定する。

(1) 技術提案内容

提出された技術提案書、ヒアリングの内容をふまえ、評価項目について選定委員の総合的判断により評価を行う。

評価項目	判断基準	評価係数		配点	
課題についての提案	課題に対して、その適格性(与条件との整合性が取れているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、役割や責任が明確となっている体制か等)、独創性(独自性、新規性、アピール力、発信力等)を考慮して総合的に判断する。	課題 1 5	極めて高い	1.0	100*
			高い	0.7	
			やや低い	0.4	
			低い	0.2	

*:課題数(5つ)×20点